

会員様各位

お知らせ

日頃は、KOBЕ PiTaPa STACIA NCカードを、ご利用いただき有難うございます。

この度、上記カードの発行に関する業務を、KOBЕカード協議会から、株式会社阪急阪神カードに移管する事となりました。

この件に関して、会員様に何らかの手続きを行っていただく必要はなく、お持ちのカード(家族カード、ジュニア・キッズカード含む)は、これまで通りご利用いただけます。また、付帯サービスにつきましても変更はなく、お持ちのポイントはそのまま引き継がれます。

なお、お持ちのカードに適用される規程類が一部変更となりますので、別紙(変更規程一覧)をご参照ください。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 移管時期 | 2019年11月1日(金) |
| 2. ポイントサービス | 移管後は、株式会社阪急阪神カードの提供するSポイントサービスについて、登録手続きを行わなくても自動的に付与されるようになります。 |
| 3. カード券面について | 今後、紛失・再製・再発行および有効期限到来による更新時のカード券面は、株式会社阪急阪神カードより、STACIA PiTaPa NCカードとして発行させていただきますが、更新前と同様にご利用いただけます。 |
| 4. 問合せ先 | KOBЕカード協議会(電話：078-646-3116) |

2019年 5月 吉日
KOBЕカード協議会
株式会社阪急阪神カード

変更規程一覧

変更後(新)			変更前(旧)	
STACIA PiTaPa NCカード会員特約	新規適用	◀	KOBE PiTaPa STACIA NCカード会員特約	廃止
—————		◀	KOBEカード協議会NCカード会員規約	廃止
PiTaPa会員規約 ・ジュニアキッズカードに関する特約 ・PiTaPa会員規約附則	現行通り	◀	PiTaPa会員規約 ・ジュニアキッズカードに関する特約 ・PiTaPa会員規約附則	変更なし
STACIAカード会員規約 ・STACIAカード会員特約	現行通り	◀	STACIAカード会員規約 ・STACIAカード会員特約	変更なし
「STACIA」ポイントプログラム規定	現行通り	◀	「STACIA」ポイントプログラム規定	変更なし

※上記の変更は2019年11月1日より適用されます。

※変更の要旨は、カード発行に関する業務をKOBEカード協議会から(株)阪急阪神カードに移管することに伴うものです。

※この変更に関して会員様にお手続きいただく必要は一切ございません。

お手持ちのカードは家族カード、ジュニア・キッズカードを含め、今まで通りご利用いただけます。

付帯のサービスにつきましても、何ら変更なくご利用いただけます。

ポイントサービスも引き続き同様にご利用いただけます。

お持ちのポイントも、そのまま引き継がれます。

※規程の変更点の対照表は以下のとおりです。主な変更点には下線を付しています。

変更後 (STACIA PiTaPa NCカード会員特約)
<p>第1条(総則)</p> <p>本特約は、株式会社阪急阪神カード(以下「<u>阪急阪神カード</u>」)というおよび株式会社スルッとKANSAI(以下「<u>スルッと</u>」)という。「<u>阪急阪神カード</u>」および「<u>スルッと</u>」を以下「<u>両者</u>」というが発行する「<u>STACIA PiTaPa NCカード</u>」(以下「<u>本カード</u>」)というの両者提携によって生じる事項について定めるものです。</p>
<p>第2条(会員と本カードの貸与)</p> <p>1.会員とは、両者に対し、STACIAカード会員規約およびPiTaPa会員規約、各会員規約に付随する各種規定・特約、ならびに本特約を承認のうえ、入会申し込みをした個人のうち、両者およびスルッとの提携会社(三井住友カード株式会社、以下「<u>三井住友</u>」)というが適格と認めた方をいいます。</p> <p>2.本カードの所有権は両者に属し、両者は会員に本カードを貸与します。</p>
<p>第3条(両者のサービス等の利用)</p> <p>1.本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、両者が提供する機能およびサービスを受ける場合、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。</p> <p>(1) 阪急阪神カードが提供する「<u>「STACIA」ポイントプログラム</u>」等の付帯サービス。</p> <p>(2) スルッとが提供するPiTaPa機能および付帯サービス。</p> <p>2.会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、両者のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。</p>
<p>第4条(年会費等)</p> <p>会員は、両者に対して両者各々の会員規約・規定・特約に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。</p>
<p>第5条(届出事項の変更)</p> <p>会員が両者に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく三井住友に届け出るものとします。</p>
<p>第6条(カードの再発行)</p>

変更前 (KOBE PiTaPa STACIA NCカード会員特約)
<p>第1条(目的)</p> <p>この特約(以下「<u>本特約</u>」)というは、<u>KOBEカード協議会</u>(以下「<u>協議会</u>」)という、株式会社阪急阪神カード(以下「<u>阪急阪神カード</u>」)という、および株式会社スルッとKANSAI(以下「<u>スルッと</u>」)というの<u>三社</u>(以下「<u>三社</u>」)というが提携して発行する「<u>KOBE PiTaPa STACIA NCカード</u>」(以下「<u>本カード</u>」)というの<u>基本的事項</u>について定めるものです。</p>
<p>第2条(会員と本カードの貸与)</p> <p>1.会員とは、<u>三社</u>に対して、<u>本特約</u>および<u>三社の定める本カードに適用されるべき各種規約・規定類</u>を承認のうえ、入会申し込みをした個人のうち、<u>三社</u>およびスルッとの提携会社(三井住友カード株式会社、以下「<u>三井住友</u>」)というが適格と認めた方をいいます。</p> <p>2.本カードの所有権は<u>三社</u>に帰属し、<u>三社</u>は会員に本カードを貸与します。</p>
<p>第3条(本カードのサービス・機能)</p> <p>1.本カードで利用できるサービス・機能は次の各号に定めるものとします。会員は<u>三社</u>が提供するサービスまたは機能を利用する場合は、各々の会員規約・規定・特約の定め、または各々が別途定める方法により利用するものとします。</p> <p>(1) <u>協議会</u>が提供する、「<u>KOBE カード協議会NCカード会員規約</u>」に定める「<u>KOBE カード協議会 NCカードサービス</u>」。</p> <p>(2) 阪急阪神カードが提供するSTACIAポイントプログラム等の付帯サービス。</p> <p>(3) スルッとが提供するPiTaPa機能および付帯サービス。</p> <p>2.会員は、サービスまたは機能について問い合わせる場合は、<u>三社</u>のうち当該サービスまたは機能を提供する者に連絡するものとします。</p>
<p>第4条(年会費等)</p> <p>会員は<u>三社</u>に対して各々の会員規約・規定・特約に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。</p>
<p>第5条(届出事項の変更)</p> <p>会員が<u>三社</u>に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく<u>スルッと</u>に届け出るものとします。</p>
<p>第6条(カードの再発行)</p>

カードの紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、両者所定の届けを提出し、両者が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第7条(個人情報の提供および利用に関する同意)

1.会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は、両者が保護措置を講じた上で、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を相互に提供し、利用することに同意します。

- (1) 本カードの申込書に記載された情報、および各社の会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった本カード会員等の情報。
- (2) 本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は除く。
- (3) 本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
- (4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。
- (5) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。

2.会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、下記の個人情報を提供し、阪急阪神カードがポイントの提供を目的として、これを利用することに同意します。

- (1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日時、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報。

本カードの紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、三社所定の届けを提出し、三社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第7条(個人情報の提供および利用に関する同意)

1.会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は、三社が保護措置を講じた上で、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、次の各号の情報を相互に提供し、利用することに同意します。

- (1) 本カードの申込書に記載された情報、および各種規約・規定類に基づき届け出のあった本カード会員等の情報。
- (2) 本カード申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は除く。
- (3) 本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
- (4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。
- (5) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。

2.会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、協議会に対し、協議会のカード関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、および、②宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項および次の各号の個人情報を提供し、協議会がこれを利用することに同意します。

- (1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日時、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報

3.会員は、第2項の同意の範囲内で協議会が当該情報を利用している場合であっても、協議会に対しその中止を申し出ることで、協議会の当該情報の利用を中止できます。

[中止を申し出る場合の連絡先]

KOBEカード協議会

〒653-0843

神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号

山陽電車本社ビル1階

電話番号078-646-3116

4.会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、次の各号の個人情報を提供し、阪急阪神カードがポイントの提供を目的として、これを利用することに同意します。

- (1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日時、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報。

<p>3.会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードのカード関連事業および情報提供サービス関連事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、および、宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項および第2項(1)の個人情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。</p> <p>4.会員は、第3項の同意の範囲内で阪急阪神カードが当該情報を利用している場合であっても、阪急阪神カードに対しその中止を申し出ることができます。</p> <p>[中止を申し出る場合の連絡先] 株式会社阪急阪神カード 阪急阪神カードコールセンター 〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号 06-6375-6488</p> <p>5.会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、PiTaPa会員規約に基づき、加盟社局に情報を提供することを予め同意するものとします。</p>	<p>5.会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードのカード関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、および、②宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項および第4項(1)の個人情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。</p> <p>6.会員は、第5項の同意の範囲内で阪急阪神カードが当該情報を利用している場合であっても、阪急阪神カードに対しその中止を申し出ること、阪急阪神カードの当該情報の利用を中止できます。</p> <p>[中止を申し出る場合の連絡先] 株式会社阪急阪神カード 阪急阪神カードコールセンター 〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号 06-6375-6488</p> <p>7.会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、PiTaPa会員規約に基づき、加盟社局に情報を提供することを予め同意するものとします。</p>
<p>第8条(退会)</p> <p>1.会員は本カードを退会する場合、本カードを添え、所定の届出用紙によりスルッとに届け出るものとします。</p> <p>2.会員は両者のいずれかを退会することによって、本カード会員として全て同時に退会となるものとします。</p>	<p>第8条(退会)</p> <p>1.会員は、本カードを退会する場合、所定の方法でスルッとに届け出るものとします。</p> <p>2.会員は、<u>三社</u>のいずれかを退会することによって、本カード会員として全て同時に退会となるものとします。</p>
<p>第9条(会員資格の喪失)</p> <p>1.両者は、両者各々定める会員規約・規定・特約に基づき各々の判断により会員資格を喪失させることができます。会員は、両者のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちに返還するものとします。</p> <p>2.前項の事由により会員が本カードの本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に両者の会員資格を喪失するものとします。</p>	<p>第9条(会員資格の喪失)</p> <p>1.<u>三社</u>は、<u>三社</u>各々定める会員規約・規定・特約に基づき各々の判断により会員資格を喪失させることができます。会員は<u>三社</u>のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちに返還するものとします。</p> <p>2.前項の事由により会員が本カードの本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に<u>三社</u>の会員資格を喪失するものとします。</p>
<p>第10条(特約の変更・承認)</p> <p>本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。</p>	<p>第10条(特約の改定・承認)</p> <p>本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。</p>
<p>第11条(会員規約・規定・特約の適用)</p> <p>本特約に定めのない事項については、両者各々の会員規約・規定・特約を適用するものとします。なお、両者各々の会員規約・規定・特約に本特約の条項と異なる定めがある場合、本特約が優先するものとします。</p>	<p>第11条(会員規約・規定・特約の適用)</p> <p>本特約に定めのない事項については、<u>三社</u>各々の会員規約・規定・特約を適用するものとします。なお、<u>三社</u>各々の会員規約・規定・特約に本特約の条項と異なる定めがある場合、本特約が優先するものとします。</p>

重要

フィーチャーフォン用インターネットサービスの終了について

2019.05.20

平素はPiTaPaをご利用いただき、誠にありがとうございます。

フィーチャーフォン(ガラケー)用インターネットサービスは2019年5月19日をもってサービスを終了させていただきました。

お客様の個人情報を守るためのセキュリティ強化対応となりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

大変恐れ入りますが、今後はスマートフォン・パソコンからご利用いただきますようお願いいたします。

加盟店の皆様へ PiTaPa加盟店規約の改定について

2019.01.31

日頃は、PiTaPaカードによる取引に関してご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
2019年1月31日より、PiTaPa加盟店規約を改定いたします。主な変更点は以下のとおりです。

<主な変更点>

■第15条(清算方法)第1項第1号の誤植を修正しました。

変更前 (1)清算金額は、第12条に定めるポストペイ利用額および第14条に定める手数料を差引いた額とします。

変更後 (1)清算金額は、第12条に定めるポストペイ利用額から第14条に定める手数料を差引いた額とします。

■第19条(不正利用被害の負担)第1項のカードに関する表現を修正しました。

変更前 1. 加盟店は、提示されたPiTaPaカードがICカードまたはICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず～(以下省略)

変更後 1. 加盟店は、提示されたPiTaPaカードが偽造カードであるにもかかわらず～(以下省略)

詳細はこちらをご確認ください。 PiTaPa加盟店規約

ホームページのリニューアルについて

2018.11.30

ホームページリニューアルのお知らせ

このたび、PiTaPa.comをリニューアルいたしました。

今回のリニューアルでは、ご利用の皆さまに、より見やすく、情報をより分かりやすくお伝えできるホームページとなるようにデザインや構成を変更いたしました。

新たに各交通機関が提供する割引サービスも掲載しております。

また、外出先でも気軽にご覧いただけるようスマートフォン表示(PiTaPa倶楽部を除く)にも対応いたしました。

今後も多くの皆さまにご利用いただけるホームページを目指しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

JR西日本におけるPiTaPaポストペイサービス(後払い)のご利用開始について

2018.10.01

2018年10月1日からJR西日本でもPiTaPaポストペイサービス(後払い)が開始しました。

○JR西日本におけるPiTaPaポストペイサービス

JR西日本ポストペイエリアの駅相互間のご利用で、PiTaPaカードで乗車駅(入場)、降車駅(出場)の自動改札機をご利用された場合に、ポストペイサービスを適用します。

※既にPiTaPaカードをお持ちのお客様を含めて、自動的にポストペイサービスを適用します。
(カード内の残額からは減額されません。)

○JR西日本におけるPiTaPa割引サービス(事前登録不要)

PiTaPaカードでの1ヵ月間(1日~末日)のポストペイサービスのご利用実績に対して、PiTaPa割引サービスを適用します。

JR西日本におけるPiTaPaポストペイサービス利用可能エリアやその他詳細はこちらをご参照ください。

重要

PiTaPa会員規約の改定について

2018.09.28

2018年10月1日より、PiTaPa会員規約を改定いたします。主な変更点は以下のとおりです。

<主な変更点>

西日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR西日本」)におけるPiTaPaポストペイサービス(後払い)のご利用開始にともない、「加盟社局」の他、JR西日本を包含した「加盟社局等」の定義を追加しました。(第7条第3項)
ポストペイサービスに係る内容については、「加盟社局」から「加盟社局等」に変更しました。

重要

保証金預託制PiTaPa会員規約の改定について

2018.09.28

2018年10月1日より、保証金預託制PiTaPa会員規約を改定いたします。主な変更点は以下のとおりです。

<主な変更点>

西日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR西日本」)におけるPiTaPaポストペイサービス(後払い)のご利用開始にともない、「加盟社局」の他、JR西日本を包含した「加盟社局等」の定義を追加しました。(第8条第3項)
ポストペイサービスに係る内容については、「加盟社局」から「加盟社局等」に変更しました。

重要

災害により被害を受けられた地域の皆さまへ

2018.07.11

大阪北部を震源とする地震、2018年7月豪雨により被害を受けられた地域の皆さまに、
謹んでお見舞いを申し上げます。

被害を受けられたPiTaPaカード会員さまからのご相談、お問合せにつきましては
以下にて承っております。お困りのことがございましたらお問い合わせください。
皆さまの一日も早い復興をお祈り申し上げます。

PiTaPaコールセンター

電話番号:0570-014-111

営業日 : 年中無休 9:00~17:00

※この電話は大阪へ着信し、通話料はお客様負担となります。

※大阪 06-6445-3714でも承ります。

オートチャージ機能を設定されているお客さまへ

2018.06.19

2018年10月1日(月)から、JR西日本ポストペイエリアでは、PiTaPaポストペイサービス(後払い)が始まり、チャージ(入金)が不要で便利にご利用いただけるようになります。

※オートチャージ機能(自動入金)が不要な場合※

PiTaPaカードとご本人が確認できるもの(免許証・健康保険証・学生証など)をお持ちのうえ、スルッとKANSAI協議会加盟社局の主な駅等で解除の手続きを行ってください。(設定変更はカードごとにお手続きが必要です。)

詳細につきましては、こちらをご参照ください。

重要

加盟店の皆様へ PiTaPa加盟店規約の改定について

2018.06.01

日頃は、PiTaPaカードによる取引に関してご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、カード会社やクレジットカードを取り扱う加盟店様に適用される「割賦販売法」が改正され、2018年6月1日より施行されました。

この法改正は、クレジットカード取引のセキュリティの向上を目的としており、この法改正にあわせて、経済産業省より公表された「クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン」を踏まえ、カード番号等の情報の取り扱いや、不正利用防止のための規定を追加することなどが必要となったため、2018年6月1日付で PiTaPa加盟店規約を改定いたします。

詳細はこちらをご確認ください。 [PiTaPa加盟店規約](#)

重要

関西空港交通でPiTaPaがご利用可能に!

2018.03.28

関西空港交通でPiTaPaがご利用いただけるようになりました!
交通ご利用エリア拡大でますます便利になるPiTaPaをおでかけにどうぞご利用下さい。

関西空港交通のHPはこちら>>><http://www.kate.co.jp/>

岡山県の路面電車・路線バス事業者4社で新たに交通系ICカードの全国相互利用サービスがご利用いただけるようになります。

2017.09.29

2017年10月1日より

岡山電気軌道、中鉄バス、両備バス、下津井電鉄(バス)で新たに交通系ICカードの全国相互利用サービスがご利用いただけるようになります！PiTaPaを含めて、ますます便利になる交通系ICカードをぜひ、おでかけにご利用下さい。

岡山電気軌道のHPはこちら>>><http://www.okayama-kido.co.jp/tramway/>

中鉄バスのHPはこちら>>><http://www.chutetsu-bus.co.jp/>

両備バスのHPはこちら>>><http://www.ryobi-holdings.jp/bus/>

下津井電鉄のHPはこちら>>><http://www.shimoden.co.jp/>

イズミヤグループでPiTaPaがご利用になれます!

2017.04.12

スーパーマーケットのイズミヤグループ(イズミヤ・デイリーカーナートイズミヤ・デイリーカーナート・スーパーはやし)でPiTaPaがご利用可能になりました!(※)

PiTaPaなら、財布を出す手間も要らず、小銭も不要!ピタッとタッチでパッとお支払い!

レジでの精算もとってもスムーズです。

お近くのイズミヤグループのお店へはPiTaPaカードをお忘れなく♪

(※)一部店舗を除く

詳細はこちら>> http://www.izumiya.co.jp/shop_info/notice/litta2017412.html

「PiTaPaが使えるお店」WEBサイト移行のお知らせ

2016.12.06

このたび「PiTaPaが使えるお店」WEBサイトをリニューアルし、下記URLに移行しました。
お気に入りやブックマークなどに登録されている方はお手数ですが設定のご変更を
お願いいたします。

新URL>> <http://www.pitapa.com/shop/>

重要

保証金預託制PiTaPa会員規約の改定について

2016.10.01

2016年10月1日より、保証金預託制PiTaPa会員規約を改定いたします。主な変更点は以下のとおりです。

<主な変更点>

保証金預託制PiTaPaカードによる交通利用は、「前受金払い機能(保証金の一部を前受金に充当し、その前受金からお支払いいただく機能)」によりお支払いいただく旨を規定しました。

※1か月間(毎月1日から末日まで)にご利用いただけるPiTaPaのご利用枠や、保証金預託制PiTaPaカードのご利用方法について変更はございません。

PiTaPa会員規約の改定について

2016.10.01

2016年10月1日より、PiTaPa会員規約を改定いたします。主な変更点は以下のとおりです。

<主な変更点>

2016年10月1日より、一部のPiTaPaカードにつきましてはPiTaPaご利用枠の範囲内でも、ご利用月からお支払月迄の3か月間の各月1日から10日(計30日間)の利用額合計の上限を30万円(IC定期券購入時は60万円、この際もIC定期券購入以外利用の上限は30万円のまま)とします。

※1か月間(毎月1日から末日まで)にご利用いただけるPiTaPaのご利用枠(20万円/月 : 交通ご利用枠15万円・ショッピングご利用枠5万円)、及びIC定期券ご購入枠(20万円/月)について変更はございません。



PiTaPaベーシックカード



OSAKA PiTaPaLiTEカード



STACIA PiTaPa NCカード
KOBE PiTaPa STACIA NCカード



エメラルドSTACIA
PiTaPaカード JCB



ペルソナSTACIA
PiTaPaカード JCB



e-kenet VISA

2007年5月31日までにご入会で
カード裏面にあるPiTaPa会員番号が以下の会員
6900-0700-3030-*****~6900-0700-3049-****

2007年5月31日までにご入会で
カード裏面にあるPiTaPa会員番号が以下の会員
6900-0700-4000-*****~6900-0700-4049-****

2011年5月31日までにご入会で
カード裏面にあるPiTaPa会員番号が以下の会員
6900-0700-2000-*****~6900-0700-2099-****

(例)

ご利用月	10月		11月		12月		1月	
	10日	20日	10日	20日	10日	20日	10日	20日
10月のご利用分	①							
11月のご利用分			②					
12月のご利用分					③			
1月のご利用分							④	
10月~12月お支払 確認までの間	①	②	③					
11月~1月お支払 確認までの間		②	③	④				

[ご利用月~お支払月の各1~10日]
 ① + ② + ③ = 30万円に制限
 ② + ③ + ④ = 30万円に制限

※ IC定期券購入時は60万円に制限(この際もIC定期券購入以外利用の上限は30万円のままとします)